

令和8（2026）年度宇都宮大学交換留学派遣候補学生募集要項

1. 派遣期間

1 学期間または2 学期間（具体的な期間は派遣先大学の学年暦に合わせる）

2. 派遣先候補大学及び募集人数

別紙参照

3. 応募資格

以下（1）から（6）までの条件をすべて満たすこと。

- （1）申請から留学期間満了まで本学の正規課程に在学する者。
- （2）心身ともに健康で、外国で長期に渡って生活するうえで支障のない者。現在通院または投薬等の治療を受けている者は、かかりつけ医の了承を得、必要に応じて医師の診断書を提出しなければならない。
- （3）成績優秀で人物等に優れており、指導教員が申請を承認する者。
- （4）保証人（原則として父母など親族）から留学の内諾を得ており、派遣候補学生として選抜されたときは、速やかに保証人との連名による誓約書を提出できる者。
- （5）派遣先大学が定める交換留学生の資格を有する者。部局間交流協定校は、当該学部・研究科に在籍する学生のみ応募可能。資格の詳細は『別紙：令和8（2026）年度交換留学派遣先候補大学一覧』を参照の上、自身で各協定校のウェブサイトや Fact sheet で確認すること。Fact sheet は C-learning 上に掲載している（講義コード：767531）。なお、Fact sheet には、相手先協定校の担当者の連絡先等、個人情報が含まれるため、用途は自身での閲覧のみとし、第三者への譲渡等は決して行わないこと。語学要件については、学内選考申請の時点では要件を満たしていなくても申請可能とするが、留学開始時には要件を満たす見込みがあること。
- （6）本学の授業料について未納がなく、渡航費・現地生活費・教材費等、留学にかかる諸費用を負担する十分な支弁能力のある者。派遣交換留学用の次年度分の奨学金の有無は未定のため、自費にて希望留学期間の経費を全て賄う必要がある。

4. 申請書類【※（1）・（2）を、指定の形式およびファイル名にした上でメール送付してください】

- （1）令和8（2026）年度宇都宮大学交換留学申請書

Excel

申請書（学籍番号・氏名）

・必要事項を全て入力した申請書を指導教員へ送付し、確認欄への入力および自身への返送を依頼する（詳しくは申請書の注意書き参照）。指導教員から返送されたファイルを、留学生・国際交流室へ提出する。

（注）必ず日数に余裕をもって指導教員へ依頼すること。

- （2）語学能力を証明する書類

PDF

語学能力証明書（学籍番号・氏名）

・各種語学試験の成績表など。複数提出する場合は1つのPDFにすること。

（注）宇都宮大学で受験した TOEIC IP テストの結果にて申請予定だが、そのスコアレポートを紛失した者は、留国室にて記録を確認するため、申請時、その旨をメール本文に記載すること。

- （3）2025 年度前期までの成績が記載された個別成績表（留学生・国際交流室が出力するため、提出不要）

5. 提出方法、提出先及び提出期限

提出方法：メール

※件名は「令和8（2026）年度交換留学申請（学籍番号・氏名）」とすること。

※メール送付後、3営業日（平日）以内に留学生・国際交流室から「受信確認メール」が届かない場合は、必ず電話で確認すること。

【電話番号】028-649-8167

提出先：宇都宮大学 留学生・国際交流室

【メールアドレス】exchange@a.utsunomiya-u.ac.jp

提出期限：令和7年10月24日（金）（厳守）

6. 派遣候補学生の決定

- （1）派遣候補学生は、所属学部・研究科における審議及び留学生専門委員会の議を経て決定される。
- （2）選考では語学力、成績、留学中の学習計画等を総合的に判断する。
- （3）選考結果は、令和8年1月末までに、各申請者に申請書類に記載されたメールアドレス宛に通知する。
- （4）派遣候補者として採用された学生は、宇都宮大学の推薦の下、留学生・国際交流室を通して派遣先である各協定校に出願する（令和8年2月～6月頃）。協定校から入学許可が下りた時点で正式な交換留学生となる。なお、協定校から入学許可が下りなければ、留学は取り消しとなる。

7. その他注意事項

- （1）各協定校が急遽交換留学プログラムを中止したり、対面授業を中止しオンライン授業としたりする場合がある。学内選考の提出期限前にそれらが決定した場合には、C-learning・教務ポータルにおいて周知するので確認すること。
- （2）渡航前・渡航後に関わらず、状況によっては、交換留学が中止となる可能性があることを予め了承すること。宇都宮大学からの渡航中止・（一時）帰国指示等には必ず速やかに従うこと。
- （3）現在詳細確認中の協定校に留学希望の学生は、申請前に留学生・国際交流室に相談すること。
- （4）申請書提出後の留学希望先大学の変更は、原則として認めない。
- （5）派遣候補者として採用された後の留学辞退は、急病等やむを得ない場合を除き、原則として認めない。
- （6）協定校への出願の時点で、協定校が定める入学要件を満たしていない場合は、派遣候補者としての採用を取り消す場合がある。

【問合せ先】

宇都宮大学留学生・国際交流室

TEL 028-649-8167

MAIL exchange@a.utsunomiya-u.ac.jp